

諮問第 4 9 2 号

羽村市羽の温泉動力の装置について

申請概要

- 1 申請者 西多摩衛生組合
- 2 目的 温浴施設へ供給（浴用）
- 3 申請地 羽村市羽地内

□ 掘削工事の経緯

- 令和 3 年 2 月 1 日 掘削許可処分
令和 4 年 6 月 21 日 掘削工事完了

□ 温泉の現況

- 深 度 1,800 メートル
泉 温 36.3 ℃
泉 質 アルカリ性単純温泉

□ 申請する動力

- 出 力 13 キロワット
吐出口断面積 19.63 平方センチメートル
吐 出 量 104 リットル／分

□ 揚湯量 98.2 立方メートル／日

□ 申請地周辺の状況等（図 1～3 及び写真①～③）

- 土 地 申請者所有
周辺概況 既存温浴施設「フレッシュランド西多摩」に隣接。
周辺は住宅や学校等が立地する。

- 既存源泉（半径 1km） なし
水道水源井等（半径 1km） なし
湧 水（半径 1km） なし

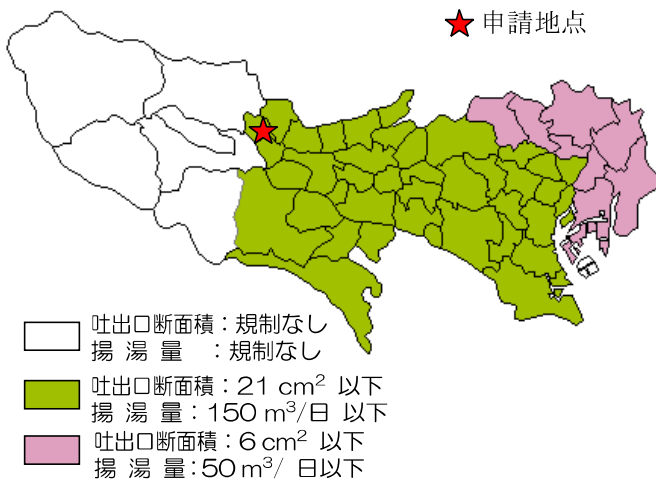
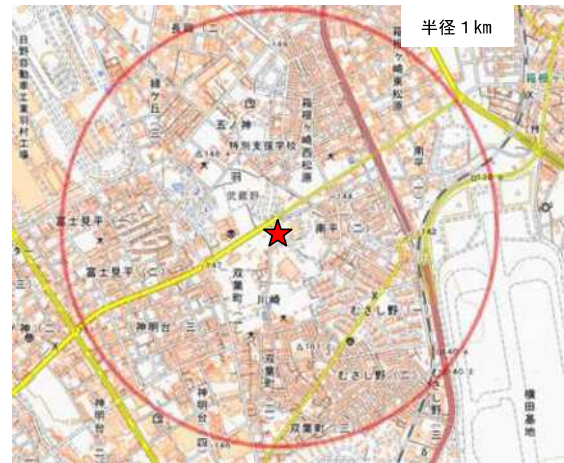
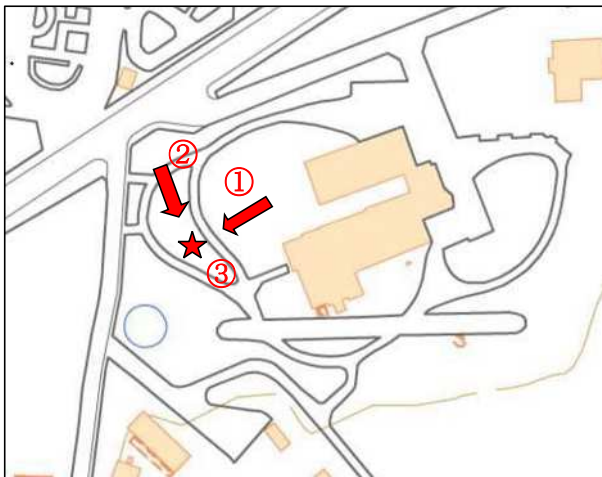


図1 申請地（広域図）



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図2 周囲 1 km 付近の様子



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点周辺



②申請地点周辺



③温泉井戸

諮問第 4 9 3 号

中野区若宮の温泉動力の装置について

申請概要

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 申請者 | 株式会社 トレジャー |
| 2 | 目的 | 公衆浴場へ供給（浴用） |
| 3 | 申請地 | 中野区若宮地内 |

□ 申請の経緯

既設の地下水井戸の分析の結果、温泉に該当した。

□ 温泉の現況

深 度	76 メートル
泉 温	19.2 °C
泉 質	泉質名なし（メタけい酸の項により温泉適合）

□ 申請する動力

出 力	3.7 キロワット
吐出口断面積	19.625 平方センチメートル
吐 出 量	290 リットル／分

□ 揚湯量 82.66 立方メートル／日

□ 申請地周辺の状況等（図1～3及び写真①～③）

土 地	申請者所有
周辺概況	西武新宿線野方駅から西に約 500m 周辺は住宅等が立地する。
既存源泉（半径 1km）	なし
水道水源井戸等（半径 1km）	なし
湧 水（半径 1km）	なし

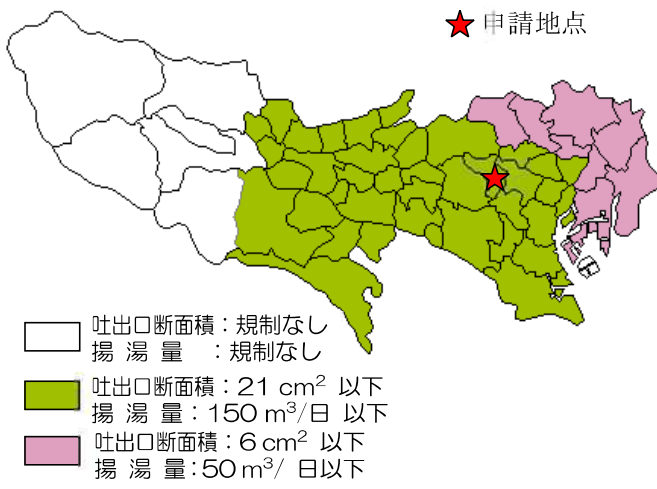
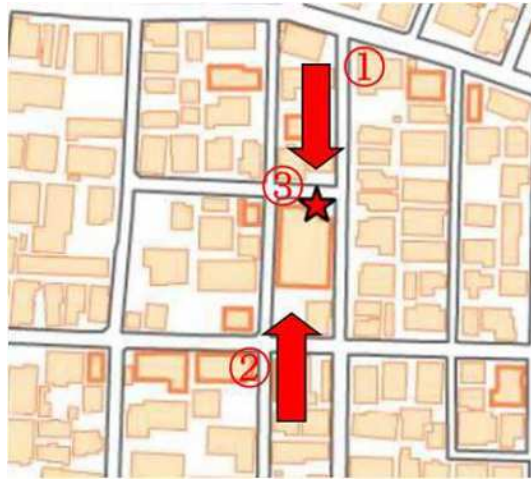


図1 申請地（広域図）



図2 周囲1 km 付近の様子



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点周辺



②申請地点周辺



③温泉井戸

諮問第 4 9 4 号

中野区中野の温泉動力の装置について

申請概要

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 申請者 | 有限会社 渡辺商会 |
| 2 | 目的 | 公衆浴場へ供給（浴用） |
| 3 | 申請地 | 中野区中野地内 |

□ 申請の経緯

既設の地下水井戸の分析の結果、温泉に該当した。

□ 温泉の現況

- | | |
|-----|-----------------------|
| 深 度 | 100 メートル |
| 泉 温 | 16 °C |
| 泉 質 | 泉質名なし（メタけい酸の項により温泉適合） |

□ 申請する動力

- | | |
|--------|-----------------|
| 出 力 | 5.5 キロワット |
| 吐出口断面積 | 13.59 平方センチメートル |
| 吐 出 量 | 260 リットル／分 |

□ 揚湯量 90.86 立方メートル／日

□ 申請地周辺の状況等（図1～3及び写真①～③）

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 土 地 | 申請者所有 |
| 周辺概況 | JR 中央線中野駅から東に約 600m
周辺は住宅等が立地する。 |
| 既存源泉（半径 1km） | あり（申請地から約 650m） |
| 水道水源井戸等（半径 1km） | なし |
| 湧 水（半径 1km） | なし |

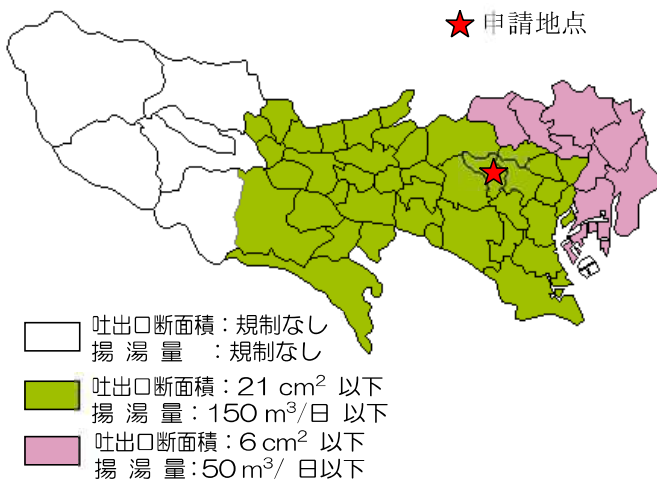
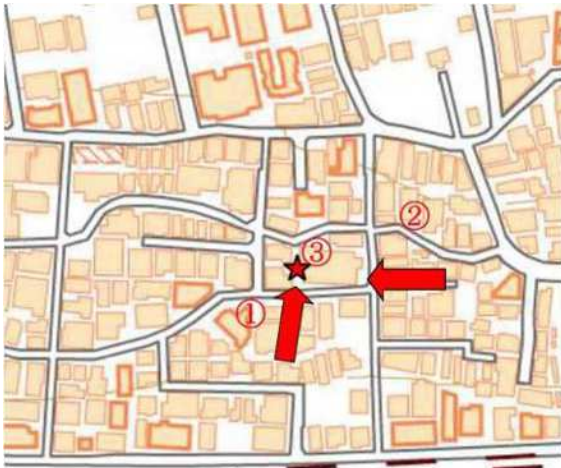


図1 申請地（広域図）



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図2 周囲1 km 付近の様子



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点周辺



②申請地点周辺



③温泉井戸

諮問第 4 9 5 号

大島町元町の温泉掘削について

申請概要

- | | | |
|---|-----|----------------|
| 1 | 申請者 | SanouFact 株式会社 |
| 2 | 目的 | 新規温浴施設へ供給（浴用） |
| 3 | 申請地 | 大島町元町地内 |

□ 掘削工事

- | | |
|---------|---------------------|
| ゆう出路の口径 | 199.9 ～151.0 ミリメートル |
| ゆう出路の深度 | 300 メートル |
| 施工方法 | ロータリー式掘削 |

□ 利用計画（予定）

- | | |
|------|----------------|
| 施設概要 | 宿泊施設 |
| 揚湯量 | 328.9 立方メートル／日 |

□ 申請地周辺の状況等（図 1 ～ 3 及び写真①～③）

- | | |
|------|---|
| 土地 | 温泉掘削について土地所有者の承諾済 |
| 周辺概況 | 大島町元町港から北に約 1.75 km。大島西側海岸沿いの道路に隣接。周辺は主に山林と住宅がある。 |

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 既存源泉等（半径 1km） | あり（7 か所：図 2 参照） |
| 水道水源井戸等（半径 1km） | なし |
| 湧水（半径 1km） | なし |



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図1 申請地（広域図）



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図2 周囲1 km 付近の様子



地理院地図（タイル）（国土地理院）を加工して作成

図3 詳細図（撮影方向）



①申請地点



②申請地点周辺



③申請地点周辺

許可基準の適合状況及び 温泉部会における審議内容と主な意見について

【諮問第 4 9 2 号 羽村市羽の温泉動力の装置について】

1 温泉動力の装置許可基準の適合状況

- (1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料 1）
→半径 1,000 メートル以内に他の申請地点なし
- (2) 温泉動力の装置の許可に係る審査基準（参考資料 2）
→吐出口断面積及び揚湯量は基準を満たす
- (3) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料 3）
→半径 1,000 メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

2 温泉部会における審議内容

- (1) 審議結果：許可相当
- (2) 主な意見・質疑等
 - ・本源泉は温度により温泉に該当するものだが、揚湯試験結果では水位低下量が大きく、揚湯を継続することにより、周辺の地下水が流入するなどして温度が低下することが懸念される。適正揚湯量であっても源泉モニタリングは不可欠であり、水位のみならず、温度にも注意を要する。
 - ・10 年～20 年のスパンで見ると、温度が低下する事例は多々あり、温泉源枯渇の防止の観点からも、水位、電気伝導率、pH のモニタリングはきめ細かく行っていただきたい。モニタリングにより水温低下傾向が推察される場合は、都に報告するなど、許可後も都と情報共有を図っていただきたい。

【諮問第493号 中野区若宮の温泉動力の装置について】

1 温泉動力の装置許可基準の適合状況

- (1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料1）
→半径200メートル以内に他の申請地点なし
- (2) 温泉動力の装置の許可に係る審査基準（参考資料2）
→吐出口断面積及び揚湯量は基準を満たす
- (3) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料3）
→半径1,000メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

2 温泉部会における審議内容

- (1) 審議結果：許可相当
- (2) 主な意見・質疑等
 - ・本源泉は、メタケイ酸の値により温泉に該当している。浅層地下水のメタケイ酸濃度は、降雨の影響や季節により変化する場合があります、1割程度の変動はあり得る。温泉法で定められた10年後の水質再分析に備えて、温泉成分（特にメタケイ酸）の変動傾向を把握しておくことが重要と考える。
 - ・温泉資源保護の観点のみならず、申請者の継続的な事業活動のためにも、揚湯量の節約と、メタケイ酸の定期的なモニタリングを強く推奨する。
 - ・手計りによるモニタリングであっても、揚湯量、水位、温度は月1回程度かそれ以上に密なモニタリングが望ましいと考える。モニタリング結果と温泉成分（特にメタケイ酸）の変動状況との関連性を検討し、その変動傾向の特徴に応じて弾力的に運用することが大切と考える。

【諮問第494号 中野区中野の温泉動力の装置について】

1 温泉動力の装置許可基準の適合状況

- (1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料1）
→半径200メートル以内に他の申請地点なし
- (2) 温泉動力の装置の許可に係る審査基準（参考資料2）
→吐出口断面積及び揚湯量は基準を満たす
- (3) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料3）
→半径1,000メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない

2 温泉部会における審議内容

- (1) 審議結果：許可相当
- (2) 主な意見・質疑等
 - ・本源泉は、メタケイ酸の値により温泉に該当している。浅層地下水のメタケイ酸濃度は、降雨の影響や季節により変化する場合があります、1割程度の変動はあり得る。温泉法で定められた10年後の水質再分析に備えて、温泉成分（特にメタケイ酸）の変動傾向を把握しておくことが重要と考える。
 - ・温泉資源保護の観点のみならず、申請者の継続的な事業活動のためにも、揚湯量の節約と、メタケイ酸の定期的なモニタリングを強く推奨する。
 - ・揚湯量、水位、温度のモニタリング頻度については、申請内容でも問題ないと考えますが、これらの変動傾向やメタケイ酸濃度との関連性を把握・検討し、その変動傾向の特徴に応じて弾力的に運用することが大切と考える。

【諮問第495号 大島町元町の温泉掘削について】

1 温泉動力の装置許可基準の適合状況

- (1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について（参考資料1）
→指定地域外
- (2) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて（参考資料3）
→半径1,000メートル以内に配慮を要する井戸や湧水は存在しない
- (3) 温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと
→敷地境界からの距離（3メートル以上）の確保、可燃性天然ガスの測定等の対策を実施する

2 温泉部会における審議内容

- (1) 審議結果：許可相当
- (2) 主な意見・質疑等
 - ・周辺の既存源泉関係者に対し、掘削工事内容等に関する情報共有は密に行っていただきたい。また、掘削地周辺の住民に対しては、工事に伴う騒音・振動等の環境対策として、十分な説明と対応を行っていただきたい。また、周辺の既存源泉に対しては、掘削による影響を検証できるように、掘削前から掘削中、掘削後にわたりモニタリングの実施をお願いしたい。
 - ・300m掘削した場合、海水の影響を受けた地下水が湧出する可能性も考えられる。海水が単純に希釈されたと解釈できる場合には、温泉として認定されない可能性があることに留意いただきたい。
 - ・掘削中や揚湯試験時の孔内水や温泉水の温度、電気伝導率及びpH等の変化をモニタリングすることで、海水の影響について判断することも可能なので、モニタリングの検討をお願いしたい。